

農業農村整備事業等の直轄工事における中間技術検査実施細則 (標準例) について

平成 18 年 3 月 31 日 17 農振第 1895 号

農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長あて

一部改正 平成 19 年 3 月 28 日 18 農振第 2024 号

最終改正 平成 28 年 3 月 28 日 27 農振第 2191 号

工事の適正かつ効率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資するため、「農業農村整備事業等の直轄工事における地方農政局中間技術検査実施要領（標準例）について」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 農振第 1894 号農村振興局長通知）により通知されたところである。

については、本実施要領第 3 条 1 項及び「農業農村整備事業工事等の今後の取組方針について」（平成 17 年 12 月 7 日付け 17 農振第 1413 号農村振興局整備部長通知）Ⅱの 5 に基づき、別紙のとおり「中間技術検査実施細則（標準例）」を作成したので、これにより中間技術検査実施細則を定め、取扱いに遺漏のないようにされたい。

なお、貴管下都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

[編注] 本趣旨は、農村振興局長から北海道開発局農業水産部長、沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて参考送付されている。

中間技術検査実施細則（標準例）

第1 目的

この細則は、地方農政局中間技術検査実施要領（標準例）（以下「中間技術検査要領」という。）第3条（中間技術検査の方法）に基づき中間技術検査の実施に必要な運用事項を定める。

第2 対象工事

中間技術検査の対象工事は、当初契約金額が1億2千万円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事、あるいは契約担当官等が必要と認めた工事とする。

ただし、別表-1「中間技術検査を省略できる工事」に掲げる工事については中間技術検査を実施しないことができる。

第3 実施時期

中間技術検査の実施時期は、完成検査又は、既済部分検査の実施時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とし、別表-2「中間技術検査の実施時期」を参考に決定するものとする。

第4 実施回数

中間技術検査の実施回数は、原則として次による。

- 1 当初契約金額が1億2千万円以上、工期が13ヶ月未満の工事は1回とする。
- 2 当初契約金額が2億円以上かつ工期が13ヶ月以上の工事は2回以上とする。ただし、中間技術検査の対象となる工事内容が、同一の工種かつ同一断面等の場合は1回とすることができる。
- 3 中間技術検査の実施時期と既済部分検査の実施時期が重なる場合は、中間技術検査に代えて既済部分検査を行うものとする。

第5 検査の内容

中間技術検査は、中間技術検査の申請があった日までの出来形を対象として、関係書類に基づき工事の実施状況、出来形及び品質について、次により技術的な検査を行うものとする。

- 1 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、その他の実施状況に関する記録と、契約図書を対比し、土木工事にあつては「土木工事検査技術基準（標準例）別表第1」、施設機械工事等にあつては「施設機械工事等検査技術基準（標準例）別表第1」により行うものとする。
- 2 工事の出来形及び品質の検査は、原則として実測、場合により施工管理記録によるものとし、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて、契約図書と対比し、土木工事にあつては「土木工事検査技術基準（標準例）別表第2」、施設機械工事等にあつては「施設機械工事等検査技術基準（標準例）別表第2」により行うものとする。

第6 中間技術検査と完成（既済部分）検査との関係

完成（既済部分）検査は、契約により受ける給付の完了の確認（給付の完了の前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認を含む）のため行う検査で、「会計法」等に基づき実施するものであり、この中間技術検査は、公共工事

の品質確保のため、第3に規定する時期までに完成した出来形部分について、技術的検査を行うもので、給付の完了の確認の対象としない検査である。

また、中間技術検査で確認した出来形部分については、その後の状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合を除き、完成検査又は既済部分検査時の確認を省略することができる。

第7 中間技術検査の契約図書への記載

中間技術検査の対象工事は、特別仕様書に記載するものとする。

第8 工事の成績評定

技術検査職員は、中間技術検査を実施したときは、地方農政局工事成績等評定実施要領に準じて評定するものとする。

別表-1

中間技術検査を省略できる工事

工 種	内 容
ほ場整備工事	暗渠排水工事、客土工事
農道工事	購入桁が主たる橋梁上部工工事、舗装修繕工事（舗装打ち替え、切削オーバーレイ）
水路工事	鉄筋コンクリートU型等の二次製品水路、土水路
河川及び排水路工事	単純護岸工事
管水路工事	パイプライン布設（φ500mm以下）工事
畑かん施設工事	パイプライン布設（φ500mm以下）工事、付帯施設工事
干拓工事	浚渫のみの単一工種工事
海岸河川工事	消波ブロック等の製作工事
整備工事	管理施設の場内整備工事
用排水ポンプ設備工事	1台あたり吐出量が12m ³ /min以下で全揚程80m以下、かつ1機場全体で低圧受電となるポンプ製作据付工事
河川水路用水門設備工事	扉体面積が10m ² 未満で開閉方式がラック、スピンドル式であるスライドゲート、ローラーゲート製作据付工事
水管橋設備工事	単径間でパイプビーム形式の水管橋製作据付工事
鋼橋工事	工場仮組立の省略が可能な鋼橋製作架設工事
電気通信設備工事	情報処理設備を含まない電気通信設備工事、特別高圧又は高圧受電設備を含まない電気設備工事
その他の施設機械工事	鋼製付属設備製作据付工事、塗装工事、管水路に設置されるバルブ製作据付工事

別表－２

中間技術検査の実施時期

工 種	内 容
ほ場整備工事	・ 基盤造成が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了した時
農用地造成工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了した時
農道工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁下部工の基礎工完了時又はコンクリート打設一部完了時 ・ 舗装工の路盤が 1 / 2 程度完了時又は完了時 ・ 橋梁上部工（鋼橋）の架設作業の初期段階又は仮組立時 ・ 橋梁上部工（コンクリート橋）の架設作業の初期段階又はコンクリート打設一部完了時 ・ 農道トンネルの支保工完了時又は覆工コンクリート打設一部完了時
水路トンネル工事	・ 支保工完了時又は覆工コンクリート打設一部完了時
水路工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
河川及び排水路工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
管水路工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
畑かん施設工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
干拓工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
海岸河川工事	・ 基礎工完了時又は主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
頭首工工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堰柱の基礎工完了時又はコンクリート打設一部完了時 ・ 管理橋の架設作業の初期段階又は仮組立時
フィルダム工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎地盤掘削完了時点又は基礎処理完了時 ・ 堤体盛立一部完了時
コンクリートダム工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎地盤掘削完了時又は基礎処理完了時 ・ コンクリート打設一部完了時
施設機械工事	・ 工場製作完了時（仮組立時含む）、現場据付時（据付基礎金物の取付時点、接合後等）
電気・通信設備工事	・ 工場製作完了時（性能試験時含む）、現場据付時
その他 （上記に該当しない 構造物）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多工種にわたる工事については、主たる工種の項目で実施 ・ 構造物の基礎工完了時 ・ 鉄筋組立完了時 ・ 構造物の埋戻前 ・ 変化点が明瞭でない工事については、主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時